

株式会社ルクレ

定 款

平成7年	9月	1日	作成
平成7年	9月	1日	公証人認証
平成7年	9月	20日	会社設立
令和8年	6月	29日	最終変更

株式会社ルクレ 定 款

第 1 章 総則

【商号】

第 1 条 当社は、株式会社ルクレと称し、英文では LECRE Inc. と表示する。

【目的】

第 2 条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

1. インターネットコンテンツサービス業
2. コンピュータのソフトウェアの開発、販売、保守、コンサルティング
3. 通信機器、コンピュータ等のハードウェアの開発、販売、保守、コンサルティング
4. 映像、音声コンテンツ及びコンピュータのソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売
5. 書籍・ビデオ等の企画・制作・販売
6. 上記各号に付帯関連する一切の業務

【本店の所在地】

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

【機関】

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

【公告の方法】

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

【発行可能株式総数】

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

【自己の株式の取得】

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

【単元株式数】

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

【株主名簿管理人】

- 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

【株式取扱規程】

- 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

【招集】

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

【定時株主総会の基準日】

- 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

【招集権者及び議長】

- 第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

【電子提供措置等】

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

【決議の方法】

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。
2. 会社法309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理人行使】

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

【議事録】

- 第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記録した議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

【取締役の員数】

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

【取締役の選任の方法】

第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【取締役の任期】

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。

【代表取締役及び役付取締役】

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会の招集通知】

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の招集権者及び議長】

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

【取締役会の決議方法】

第 25 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役会規程】

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【取締役の報酬等】

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

【取締役の責任免除】

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

【取締役会議事録】

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第5章 監査役及び監査役会

【監査役の員数】

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

【監査役の選任の方法】

第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって行う。

【監査役の任期】

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

【常勤監査役】

第34条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

【監査役会の招集通知】

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

【監査役会の決議方法】

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

【監査役の報酬等】

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

【監査役会規程】

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

【監査役の責任免除】

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

【監査役会議事録】

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第6章 計算

【事業年度】

第41条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

【剰余金の配当の基準日】

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【中間配当】

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はこれを支払う義務を免れるものとする。

2. 未払い配当金には、利息をつけない。

附則

【電子提供措置等の効力発生日】

第1条 第15条【電子提供措置等】については、当社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の効力発生日の経過をもって、本条は削除する。

【単元株式数の効力発生日】

第2条 第8条【単元株式数】及び第9条【単元未満株式についての権利】については、株式分割効力発生日とする2026年7月1日をもって効力を生ずるものとする。

2. 前項の効力発生日の経過をもって、本条は削除する。

【株式分割基準日】

第3条 当社は、2026年7月1日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する株式1株を1,000株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主とする。

2. 前項の株式分割の効力発生日は、基準日と同日（2026年7月1日）とする。

3. 前項の効力発生日の経過をもって、本条は削除する。

【発行可能株式総数】

第 4 条 第 6 条【発行可能株式総数】の変更については、株式分割の効力発生と同時に、
2026年7月1日をもって効力を生ずるものとする。

2. 前項の効力発生日の経過をもって、本条は削除する。

上記は当社定款に相違ありません。

令和8年6月29日

東京都港区北青山一丁目2番3号

株 式 会 社 ル ク レ

代表取締役 有馬 弘進